

羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

令和元年11月号 vol.61



10月の初め、私が社会人生活を始めた思い出の地である仙台に行ってきました。社会人になったばかりの頃は、英会話教室、テクニクス、料理教室とまるでOLさんのようなアフターファイブの活動をしていて、25年近く経った今もその友達付き合いが続いています。

東北の震災からはもう8年が過ぎ、今年もまた各地で大きな自然災害が起きています。元気な姿で仲間と会えることがどんなに幸せなことであるか実感した旅でした。



”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識

企業の”働き方改革”が社会現象のように騒がれる中、いわゆる副業ビジネスが注目されています。副業で得た収入は申告までしなくてもと思われる方もいるかもしれませんが、申告しないことでどんなペナルティがあるのでしょうか。

”副業収入を申告しないと無申告によるペナルティがあります”

いわゆる副業収入がある方でも、「1か所から給与の支払いを受けていて、給与所得及び退職所得以外の所得の合計が20万円以内」であれば確定申告の必要はありません。所得20万円なので、収入からそれにかかる経費を差し引いた金額が20万円以内で収まるのかで判断します。

これを超える方が申告をしなかった場合は次のようなペナルティがあります。

- 延滞税
納期限の翌日から2か月までは年2.6%、2か月経過以降は年8.9%
- 無申告加算税
本来の納付すべき税額の50万円までの部分に15%、50万円超の部分に20%
- 重加算税
悪質な無申告等に対して課されるもので、本来の納付すべき税額の35～40%

かなり重いペナルティになります。近年は、税務署でも無申告事案に対しては重点的な調査も行われているので注意が必要です。

「今月の本の紹介」

「Think CIVILITY

礼儀正しさこそ最強の生存戦略である」
(クリスティーン・ポラス 著・東洋経済)

礼儀の本質について考えさせられる一冊でした。礼儀は、ただ単に人に丁寧に接するというだけではなく、相手を気遣い尊重し、自分を取り巻く人を元気にする素晴らしい徳のようなものだと思います。

元来、日本人は礼儀正しさという美德を脈々と受け継いできた誇り高い民だと信じています。礼儀というものをもう一度見直してみたいと感じました。

「気まぐれ簡単レシピ」

<鶏肉のトマト煮込み>

- ・鶏モモ 1枚 →8等分カットし塩・コショウする
- ・玉ねぎ 1個 →串切り
- ・きのこ類 適量
- ・トマト水煮 1/2缶、コンソメ 1個
- ・ピザ用チーズ適量、ニンニク 1/2(粗みじん切り)

- ①鶏モモをフライパンで焼き、一旦取り出す。
- ②玉ねぎとニンニクを炒め、きのこ類を加え、トマト水煮を入れる。
- ③トマト缶分の水を加え、コンソメを入れる。
- ④鶏モモを戻し、チーズ、黒コショウをふる。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所